

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

家賃支援給付金の申請受付が始まりました。
北海道の経営持続化臨時支援特別給付金については、函館はB型対象です。
今月は、そのあたりをかいつまんでお知らせします

持続化給付金の追加制度等について

公認会計士 鎌田 直善

1. 家賃支援給付金(国)

家賃支援給付金申請に関するお知らせ、申請要領が公表されました。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/pdf/yachin-kyufu.pdf>

- 申請期間：7月14日から1月15日まで。
- 給付対象：資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者。
他人の土地・建物を使用収益して、賃料の支払いを行っており、
今後も事業継続意思があり、下記①②いずれかに該当するもの。
① 5月から12月までの間に、前年比50%以上売上減少した月がある。
② 上記期間で、連続3か月の売上合計が前年同期間に比べ、30%以上減少している。
- 給付額：申請日直前に支払った賃料をもとに算定された金額が給付されます。
法人は、月額賃料75万円以下の部分は2/3、超える部分は1/3。
個人は、月額賃料37.5万円以下の部分は2/3、超える部分は1/3。
給付上限額（月）法人100万円、個人事業者は50万円。6月分給付されます。
- 賃貸借契約書の写しを申請時に添付する必要があります。契約書が存在しない場合は、「賃貸借契約等証明書」（様式あり）によります。
- 賃料支払いの免除・猶予・滞納の場合も給付を受けられる例外があります。ただし、申請日から1か月以内にひと月分は賃料を支払っていることが必要です。
- 貸主が借主の代表取締役である場合、貸主が借主の議決権の過半数を有している場合、親会社・子会社間の賃貸は対象外です。貸主と借主が夫婦・親子の場合も対象外です。
- すでに地方公共団体から別途家賃支援を受けている場合は、本給付金と合算して月額賃料の6倍が限度額となり、超過分は本給付金支給額から減額されます。
- 「売上の減少が新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないことが明らかであるにもかかわらず、それを偽って給付を受けた場合、不正受給として厳しく

対応することがあります」と、注意喚起されています。

何をもって明らかというのかは具体的に示されていませんが、ご注意ください。

2. 経営持続化臨時特別支援金・B(北海道)

長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、国の持続化給付金を受給する事業者に対して、「支援金B」が支給されます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1301289>

「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践すること、が追加要件です。

具体的には、下記のような取組をすることが例示されています。

- スタッフのマスク着用や小まめな手洗い
- スタッフの健康管理を徹底
- 施設内の定期的な換気
- 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄
- 人と人との接触機会を減らす
- お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかける
- 店内掲示やホームページなどを活用し、取組を積極的に知らせる

支給額：5万円 申請期間：5月29日～1月31日

申請に必要な添付資料は、持続化給付金とおおむね同じですが、

「事業に関する宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し」または「休業要請等対象施設ではないことがわかる施設の外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真」が必要です。また、持続化給付金の「給付通知書」も必要です。

3. 持続化給付金(国)の追加制度

6月最終週から、これまで対象となっていなかった、以下の事業者も新たに対象とされました。どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。

- (1) 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

給付額： 最大100万円

算式： 前年収入※ - (今年対象月の収入※ × 12ヶ月)

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

- (2) 2020年1月～3月の間に創業した事業者

給付額： 中小法人等最大200万円、個人事業者等最大100万円

算式： 今年1月～3月の総売上 ÷ 創業後月数×6 - 対象月売上×6

新型コロナの助成金・給付金の課税関係(個人)

スタッフ 二本柳 創

コロナによる経済対策として様々な助成金や給付金が交付されております。

主な助成金や給付金の課税関係は下記の通りです。

① 特別定額給付金・・・非課税(新型コロナ税特法4条1号)

② 持続化給付金・・・課税

(事業所得者→事業所得、給与所得者→一時所得、雑所得者→雑所得)

③ 雇用調整助成金・・・課税

④ 家賃支援給付金・・・課税

助成金や給付金は受給時ではなく、支給決定時に収益として計上することとなりますのでご注意ください。なお、雇用調整助成金については、経費補填の意味合いから、決算日までに支給決定がなくても金額を見積り、収益として計上する必要があります。

以下、国等から支給される助成金等の課税関係の要約です。

【非課税となるもの】

- ①助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ②その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により非課税所得とされるもの
 - ・学資として支給される金品
 - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

【課税となるもの】

①事業所得等に区分されるもの

例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補填を目的として支給するものなど、業務上の取引に関連して支給される助成金

(注) 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補填するものは、支出そのものが必要経費になります(つまり、助成金と必要経費が相殺されるため、結果的に助成金について課税は生じないこととなります)

②一時所得に区分されるもの

例えば、臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するなど、業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金

(注) 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

③雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

営業時間のお知らせ

土・日・祝祭日が弊事務所の休日です。7月23日(木)～26日(日)は、カレンダー通りに連休といたします。

また、8月13日(木)～16日(日)の間は、夏季休業といたしますので、よろしくお願いいたします。

7月から服装はクールビズになりました。マスク着用、手洗は引き続き励行しています。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。